

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 4 日

パチンコ・パチスロ産業21世紀会  
代表 阿部 恭久 殿

警察庁生活安全局保安課長

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」等について

貴団体におかれましては、平素から当庁への御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長等から、別添のとおり通知がありましたので御連絡します。

貴団体及びその構成員におかれましても、別添事務連絡を踏まえつつ、会員各位に周知していただくとともに、感染拡大防止に向けて、適切に御対応いただきますよう、よろしくお願ひします。

【添付資料】

- 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について」  
(令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)  
(別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更  
(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
令和2年3月28日 (令和3年2月26日変更)
  
- 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」  
(令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
  
- 「テレワーク等の推進について」  
(令和3年2月28日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)